

「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」及び「とちぎの食育」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別紙 1 「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」及び「とちぎの食育」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの権限)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、栃木県（以下、「県」という。）に属する。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは次の目的で使用することができる。

- (1) 第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ開催記念協賛行事の P R
- (2) 栃木県における食育活動の啓発推進

(使用を認める範囲)

第4条 ロゴマークの使用を認める範囲は、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 栃木県が使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 教育又は保育を目的とする機関又は施設が教育又は保育の目的で使用する場合
- (4) 県が別に定める「『第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ』開催記念協賛行事取扱要領」に基づき農政課長に報告した協賛行事に使用する場合

(使用の差し止め)

第5条 農政課長は、次のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合その他ロゴマークを使用することが不適当と認めた場合は、ロゴマークの使用の趣旨に反するものとして使用の差し止めを通知し、使用物件等の回収等の措置を指示することができる。

- (1) 第 3 条各号の目的以外で使用される場合
- (2) 県の信用又は品位を害する場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用される場合
- (4) 適正な使用方法に従って使用しない場合
- (5) 法令等又は公序良俗に反する場合

(ロゴマークの使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用はしないこと。

- (2) 県が別に定める「『第21回食育推進全国大会 in とちぎ』及び『とちぎの食育』ロゴマーク運用マニュアル」に定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (3) 第5条第1項により農政課長が差し止めを通知した際には、直ちにロゴマークの使用を中止し、また、使用物件等の回収等の措置を指示された場合には従うこと。

(経費等の負担)

第8条 県は、ロゴマーク使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 県は、第5条第1項の規定に基づきロゴマーク使用の差し止めの通知を受けた者に生じる経費(回収、成果品の変更費用等)及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第9条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(使用期間)

第10条 ロゴマークを使用できる期間は、本要領の効力のある期間までとする。ただし、効力のある期間中に作成、製造された使用物件等の流通については、効力が終了した後も認める。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

- (1) この要領は、令和8(2026)年1月23日から適用する。
- (2) この要領は、令和9(2027)年3月31日限り、その効力を失う。

「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」ロゴマーク



横型



縦型

「とちぎの食育」ロゴマーク



横型



縦型